

面会交流支援のご案内



面会交流支援とは

離婚や別居後に、離れて暮らしている親御さんとお子さんが交流するにあたりお子さんが負担感なく自然に面会交流を実施できるようにサポートします
当事者間の面会交流が難しい場合に面会交流支援の流れに沿って支援を実施します

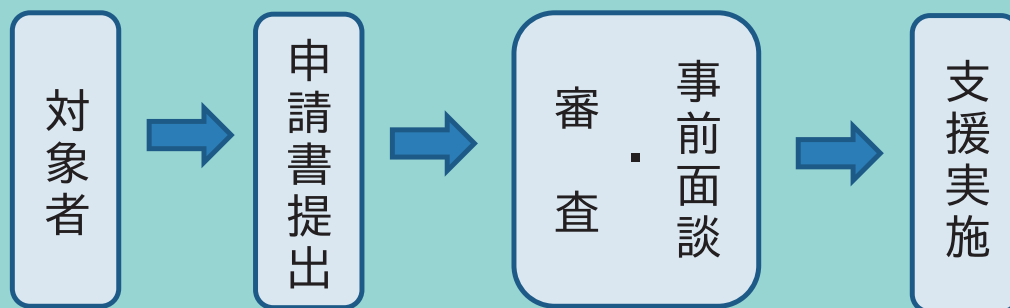
対象者

- ①子どもと同居の親は、静岡市、浜松市に居住していること
- ②同居親と別居親の間に面会交流の取り決めがあること
(取り決めや合意自体を一方の親に説得する支援は行いません)
- ③同居親、別居親双方が支援を利用しての面会交流実施に合意していること
- ④申し込み時点で、子どもが15歳未満であること
- ⑤同居親と別居親のどちらかが児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること
- ⑥子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと
- ⑦過去に本事業の対象となったことが無いこと

①から⑦のすべてに該当することが必要です
詳しくはお問い合わせください



面会交流支援の流れ



※申請は当事者に限ります

問合せ先



ひとり親サポートセンター

ほしず@ほ-む

<http://www.shizuboshi.jp>



東部支所
中部支所
西部支所

(055)951-8255
(054)284-0008
(053)452-7107